

きょうせいしゃかい じつげん む
『共生社会とちぎの実現に向けて』

とちぎけんしょうがいしゃ じょうれい
栃木県障害者コミュニケーション条例

せいしきめいしょう とちぎけんしょうがい とくせい おう しゅだん りょう そくしん かん じょうれい
正式名称は『栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』です



れいわ ねん がつ にち しこう
令和4（2022）年4月1日施行

ナイチュウ

とちぎけん しょうがい ひと ひと たが はか じょうほう しゅとく えんかつ
栃木県では、障害のある人もない人もお互いにコミュニケーションを図り、情報の取得が円滑になることで、障害者の自立と社会参加を促すとともに、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、『栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』を制定しました。

しょうがい とくせい おう
障害の特性に応じた
おも 主なコミュニケーション手段

しゅわ 手話

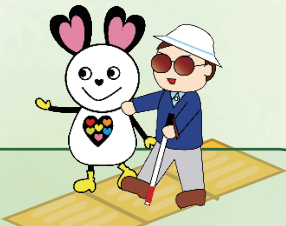
ありがとうございま
チュウ♥

ちょうかくしょうがい
(聴覚障害など)



てんじ 点字

しかくしょうがい
(視覚障害など)



ようやくひっき 要約筆記

ちょうかくしょうがい
(聴覚障害など)



コミュニケーション
ボード

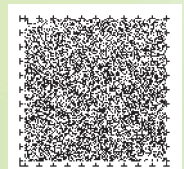
ちてき はったつしょうがい
(知的、発達障害など)

タブレット、
スマートフォン
(ICT機器)

ちょうかく しかく はったつしょうがい
(聴覚、視覚、発達障害など)



このチラシには、おんせいコード「Uni-Voice」が印刷されています。
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



おんせい
▲音声コード